

2025年5月13日

ロッテルダム条約第 12 回締約国会議(COP12)の結果の概要

1. 会議の概要

2025年4月26日から5月9日まで、ジュネーブ(スイス)において、特定の有害化学物質等の輸出に先立って、輸出国が輸入国の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定するロッテルダム条約(PIC条約)の第12回締約国会議(COP12)が開催され、新たに2物質を同条約の附属書Ⅲ(輸出手続が必要となる化学物質)に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して、事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象とする取組を行うこととなります。

2. 会議の主な結果

(1) 条約上の規制対象物質の追加

ロッテルダム条約締約国会議の下に設置された化学物質検討委員会(CRC)が今次締約国会議に対して条約の附属書Ⅲ(輸出手続が必要となる化学物質)への追加の勧告が行われた物質群及び前回会合以前より継続して検討されてきた物質群のうち、2物質について、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Ⅲに追加される物質については、条約の下、国際的に協調して、事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象とする取組を行うこととなります。

附属書Ⅲへの追加(仮訳)

物質名	関連する CAS 番号	分類
カルボスルファン	55285-14-8	駆除剤
フェンチオン(有効成分 640g/L 以上の濃厚少量噴霧(ULV)製剤)	55-38-9	著しく有害な駆除用製剤

なお、今次会合で検討された物質のうち8物質については合意に至らず、次回会合において継続して検討が行われることとなりました。

(備考) 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

PIC条約ホームページ

(<https://www.pic.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP12/tabid/9745/language/en-US/Default.aspx>)

(注) 日本においては、「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」に基づき、ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質を輸出しようとする者に対し、承認を受ける義務が課されており、同承認は、ロッテルダム条約の規定に定める要件に該当す

る場合に限り行うこととしています。このため、附属書Ⅲへの上記物質の追加の発効日以降、この化学物質を輸出しようとする者は、同承認を受けることが必要となります。

【参考】ロッテルダム条約(PIC条約)とは

ロッテルダム条約は、化学物質の危険有害性に関する情報が乏しい国へ輸出することによって、その国の人の健康や環境への悪影響が生じることを防止するため、輸出国は、特定の有害物質の輸出に先立って、輸入国政府の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定している条約です。

対象物質については、化学物質検討委員会(CRC)において議論されたのち、CRCから締約国会議(COP)にこれらの化学物質を附属書Ⅲに追加することが勧告されます。COPにおいて附属書Ⅲに追加することが決定された化学物質は、輸出手続の対象となります。

経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pic.html

PIC 条約ホームページ(英語)

<http://www.pic.int/>

PIC条約の加盟国(英語)＜Ratificationの欄に日付の記載がある国＞

<http://www.pic.int/Countries/Statusofratifications/tabid/1072/language/en-US/Default.aspx>

(本発表資料のお問合せ先)

産業保安・安全グループ化学物質管理課長 大本
担当者: 菊野、入間川

電話: 03-3501-1511(内線 3691～5)

E-mail: bz1-qqhbbf★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。